

第四十六号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
 江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
 別表第一中

17	住民基本台帳カードの交付	一件	五百十円
----	--------------	----	------

に改める。

別表第二健康部の表を次のように改める。

健康部

事務	名称	額	徴収時期
一 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第十五条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査 一の二 温泉法第十六条第一項又は第十七条第一	温泉利用許可申請手数料	一件につき 三万五千五十円	許可申請のとき 承認申請のとき

第46号議案

<p>項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>九千七百十円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>二 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号） 第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査</p>	<p>旅館業許可申請手数料 1 ホテル営業 2 旅館営業 3 簡易宿所営業 4 下宿営業</p>	<p>一件につき 三万六千五百円 一件につき 三万六千五百円 一件につき 一万六千五百五十円 一件につき 一万六千五百五十円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>三 旅館業法第三条の二第一項又は第三条の第三項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査</p>	<p>旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>一件につき 九千七百十円</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号） 第二条第一項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査</p>	<p>浴場業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 三万六千五百円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>五 理容師法（昭和二十二年法律第百三十四号） 第十一条の二の規定に基づく理容所の検査又は美容師法（昭和三十三年法律第百六十三号）第十二条の規定に基づく美容所の検査</p>	<p>理容所又は美容所の検査手数料</p>	<p>一件につき 二万四千五十円</p>	<p>開設の届出のとき</p>
<p>六 クリーニング業法（昭和二十五年法律第百七号） 第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査</p>	<p>クリーニング所検査手数料</p>	<p>一件につき 二万四千五十円</p>	<p>開設の届出のとき</p>
<p>七 食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号） 第五十二条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第百二十九号） 第三十五</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料 1 飲食店（移動飲食</p>	<p>一件につき</p>	<p>許可申請のとき</p>

第46号議案

<p>施行令第三十五条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>手数料 あん類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三百円 一件につき 五千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>乳類販売業許可申請手数料 乳類販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三百円 一件につき 五千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>

<p>十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三百円 一件につき 五千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三百円 一件につき 五千七百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚介類せり売営業許可申請手数料 魚介類せり売営業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>魚肉ねり製品製造業許可申請手数料 魚肉ねり製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査（卸売</p>	<p>食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料 食品の冷凍又は冷蔵業</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>

<p>市場外営業に限る。)</p>	<p>許可更新申請手数料</p>	<p>一万二千六百二十円</p>	<p></p>
<p>二十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手数料 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>乳酸菌飲料製造業許可申請手数料 乳酸菌飲料製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>氷雪製造業許可申請手数料 氷雪製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>氷雪販売業許可申請手数料 氷雪販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万五千八百三十円 一件につき 八千二百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>二十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生</p>	<p>マーガリン又はシヨール</p>	<p>一件につき</p>	<p>許可申請のとき</p>

<p>法施行令第三十五条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>トニング製造業許可申請手数料 マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>三十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>みそ製造業許可申請手数料 みそ製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく醤油製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>醤油製造業許可申請手数料 醤油製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくソーヌ類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>ソーヌ類製造業許可申請手数料 ソーヌ類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>酒類製造業許可申請手数料 酒類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万九千二百三十円 一件につき 九千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円</p>	<p>許可申請のとき</p>

<p>業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>納豆製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 八千四百二十円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>三十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>めん類製造業許可申請手数料 めん類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万六千八百三十円 一件につき 八千四百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>そうざい製造業許可申請手数料 そうざい製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>三十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料 缶詰又は瓶詰食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>四十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 二万五千二百三十円 一件につき 一万二千六百二十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>四十一 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和六十年東京都条例第五十一号）第十七条第二項の規定に基づく届出済票の交付</p>	<p>ふぐ加工製品取扱届出済票交付手数料</p>	<p>一件につき 三千十円</p>	<p>届出のとき</p>
<p>四十二 東京都ふぐの取扱い規制条例第十七条第四項の規定に基づく届出済票の再交付</p>	<p>ふぐ加工製品取扱届出済票再交付手数料</p>	<p>一件につき 二千四百十円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>四十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定に基づく食鳥処理事業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食鳥処理事業許可申請手数料</p>	<p>一件につき 二万二千五百三十円</p>	<p>許可申請のとき</p>

<p>四十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料</p>	<p>一件につき 一万二千三十円</p>	<p>変更許可申請のとき</p>
<p>四十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定に基づく食鳥検査</p>	<p>食鳥検査手数料</p>	<p>一羽につき 六円</p>	<p>検査申請のとき</p>
<p>四十六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査</p>	<p>確認規程の認定申請手数料</p>	<p>一件につき 六千二百十円</p>	<p>認定申請のとき</p>
<p>四十七 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>確認規程の変更認定申請手数料</p>	<p>一件につき 二千七百十円</p>	<p>変更認定申請のとき</p>
<p>四十八 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条第一項及び第二項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付</p>	<p>犬の登録（鑑札の交付を含む。）手数料</p>	<p>一頭につき 三千三十円</p>	<p>交付のとき</p>
<p>四十九 狂犬病予防法第五条第二項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付</p>	<p>狂犬病予防注射済票交付手数料</p>	<p>一件につき 五百五十円</p>	<p>交付のとき</p>
<p>五十 狂犬病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十六号）第一条の二の規定に基づく犬の鑑札の再交付</p>	<p>犬の鑑札の再交付手数料</p>	<p>一件につき 千六百三十円</p>	<p>再交付のとき</p>
<p>五十一 狂犬病予防法施行令第三条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付</p>	<p>狂犬病予防注射済票再交付手数料</p>	<p>一件につき 三百四十円</p>	<p>再交付のとき</p>
<p>五十二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定に基づく診療所の開設の許可</p>	<p>診療所開設許可手数料</p>	<p>一件につき 一万九千三十円</p>	<p>許可申請のとき</p>

第46号議案

<p>五十三 医療法第七条第一項の規定に基づく助産所の開設の許可</p>	<p>助産所開設許可手数料</p>	<p>一件につき 一万五千三十円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>五十四 医療法第二十七条の規定に基づく診療所の検査</p>	<p>診療所検査手数料</p>	<p>実地検査一件につき 二万六千五十円 自主検査一件につき 三千七百十円</p>	<p>検査申請のとき</p>
<p>五十五 医療法第二十七条の規定に基づく助産所の検査</p>	<p>助産所検査手数料</p>	<p>実地検査一件につき 二万三千三十円 自主検査一件につき 三千七百十円</p>	<p>検査申請のとき</p>
<p>五十六 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項の規定に基づく衛生検査所の登録</p>	<p>衛生検査所登録申請手数料</p>	<p>一件につき 八万九十円</p>	<p>登録申請のとき</p>
<p>五十七 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換交付</p>	<p>衛生検査所登録証明書書換交付手数料</p>	<p>一件につき 八千二百十円</p>	<p>書換交付申請のとき</p>
<p>五十八 臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付</p>	<p>衛生検査所登録証明書再交付手数料</p>	<p>一件につき 八千二百十円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>五十九 臨床検査技師等に関する法律第二十条の四第一項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更</p>	<p>衛生検査所登録変更申請手数料</p>	<p>一件につき 六万九千九十円</p>	<p>変更申請のとき</p>
<p>六十 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二四四号）第十九条第一項の規定に基づく死体の保存の許可</p>	<p>死体保存許可手数料</p>	<p>一件につき 三千四百十円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>六十一 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第四条第一項及び第四項の規定に基づく薬局開</p>	<p>薬局開設許可申請手数料</p>	<p>一件につき 三万四千百五十円</p>	<p>許可申請のとき</p>

<p>設の許可及び許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局開設許可更新申請 手数料</p>	<p>一件につき 一万二千七百三十円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>六十二 薬事法第十二条第一項及び第二項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可及び許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 七千二百十円 一件につき 四千四百十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>六十三 薬事法第十三条第一項及び第三項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可及び許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 一万三千八百三十円 一件につき 七千六百三十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>六十四 薬事法第十四条第一項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売品目に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売品目承認申請手数料</p>	<p>一品目につき 百四十円</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>六十五 薬事法第十四条第九項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売承認事項の一部変更承認申請手数料</p>	<p>一品目につき 百四十円</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>六十六 薬事法第二十四条第一項及び第二項の規定に基づく医薬品の販売業の許可及び許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品販売業許可申請手数料 医薬品販売業許可更新申請手数料</p>	<p>一件につき 三万四千百五十円 一件につき 一万二千七百三十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>六十七 薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五条第一項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換交付</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造販売業許可証書換交付手数料</p>	<p>一件につき 二千四百十円</p>	<p>書換交付申請のとき</p>
<p>六十八 薬事法施行令第六条第一項の規定に基づく</p>	<p>薬局製造販売医薬品製</p>	<p>一件につき</p>	<p>再交付申請のとき</p>

第46号議案

<p>く薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付</p>	<p>造販売業許可証再交付手数料</p>	<p>三千四百十円</p>	<p></p>
<p>六十九 薬事法施行令第十二条第一項に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換交付</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可証書換交付手数料</p>	<p>一件につき 二千四百十円</p>	<p>書換交付申請のとき</p>
<p>七十 薬事法施行令第十三条第一項に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料</p>	<p>一件につき 三千四百十円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>七十一 薬事法施行令第四十五条第一項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換交付</p>	<p>薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の書換交付手数料</p>	<p>一件につき 二千五百十円</p>	<p>書換交付申請のとき</p>
<p>七十二 薬事法施行令第四十六条第一項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付</p>	<p>薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の再交付手数料</p>	<p>一件につき 三千五百十円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>七十三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第三条第一項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査</p>	<p>麻薬小売業者免許申請手数料</p>	<p>一件につき 四千六百十円</p>	<p>免許申請のとき</p>
<p>七十四 麻薬及び向精神薬取締法第十条第一項の規定に基づく麻薬小売業者の免許証の再交付</p>	<p>麻薬小売業者免許証再交付手数料</p>	<p>一件につき 三千二百十円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>七十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第三項及び第四項の規定に基づく販売業の登録申請に対する審査</p>	<p>毒物劇物販売業登録手数料 毒物劇物販売業登録更新手数料</p>	<p>一件につき 一万六千九百五十円 一件につき 七千四百三十円</p>	<p>登録申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>七十六 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十五条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換交付</p>	<p>毒物劇物販売業登録票書換交付手数料</p>	<p>一件につき 二千八百十円</p>	<p>書換交付申請のとき</p>

<p>七十七 毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付</p>	<p>毒物劇物販売業登録票再交付手数料</p>	<p>一件につき 四千九百十円</p>	<p>再交付申請のとき</p>
<p>七十八 食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第一百一十一号）第十一条の規定に基づく行商人の届出に基づく鑑札及び記章の交付及び製造業者等の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>1 行商人の鑑札及び記章の交付手数料 2 行商人の鑑札及び記章の再交付手数料 3 食品製造業等許可申請手数料 4 食品製造業等許可更新申請手数料</p>	<p>業種ごとに 千八百十円 一件ごとに 千百十円 業種ごとに 一万三千二百三十円 業種ごとに 七千八百二十円</p>	<p>届出のとき 届出のとき 許可申請のとき 更新申請のとき</p>
<p>七十九 動物質原料の運搬等に関する条例（昭和三十三年東京都条例第三号）第十七条の規定に基づく動物質原料の運搬業の許可の申請に対する審査及び運搬容器の検査（卸売市場外営業に限る。）</p>	<p>1 動物質原料の運搬業許可手数料 2 動物質原料の運搬業許可更新手数料 3 運搬容器検査手数料 4 運搬容器再検査手数料 5 運搬容器検査証再交付手数料</p>	<p>一件につき 八千三十円 一件につき 四千十円 運搬容器一個につき 二百十円 運搬容器一個につき 百十円 運搬容器一個につき 百十円</p>	<p>許可申請のとき 更新申請のとき 検査申請のとき 再検査申請のとき 再交付申請のとき</p>

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二健康部の表の改正規定（第六十一項に係る部分（「第四項」に係る部分に限る。）に限る。）は、同年六月十二日から施行する。

(説明)

消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の改正に伴い、手数料の額を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。